

意見第3号

飛驒警察署宮川警察官駐在所の存続に関する意見書

上記事件について別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和8年9月25日提出

飛驒市議会議長 澤 史 朗 様

提出者 総務常任委員会委員長

高 原 邦 子

飛驒警察署宮川警察官駐在所の存続に関する意見書

安全・安心な地域社会の実現は、住民誰もが平穏に暮らすための基盤であり、地方自治における最優先課題の一つである。

過日、宮川町区長会に対し、岐阜県警察が策定した「警察署・交番・駐在所再編整備指針」に基づき、飛驒市宮川地区の治安の要である「飛驒警察署宮川警察官駐在所」を「飛驒警察署河合警察官駐在所」へ統合する計画が示された。しかしながら、宮川地区が抱える地理的・気候的特殊性や住民の切実な不安を勘案すれば、一律の距離的判断による統廃合は到底容認できるものではない。

宮川地区は、全国有数の豪雪地帯であり、冬期は積雪や凍結により交通環境が著しく悪化する。また、古川町野口地内から宮川町岸奥地内にかけては河川水位上昇による通行規制区間が存し、災害時には道路網が寸断されるリスクが常に付きまとっている。万一、飛驒警察署や河合駐在所からの応援が遮断された場合、「到達時間の壁」によって宮川地区が事実上の治安の空白地帯となることは明白である。

さらに、地区を縦貫する国道 360 号は、富山方面からの北の玄関口として観光客や大型車両の通行が増加しており、「種蔵～打保バイパス」の整備に伴う交通事故への即応体制は不可欠である。加えて、宮川地区は鮎釣りの名所として多くの入川者が訪れることから、水難事故への警戒や、釣り人を狙った車上荒らし等の犯罪抑止対策も極めて重要である。

現在、宮川地区内では高齢化が進み、独居高齢者も増加している。駐在所員による日々の巡回連絡は、特殊詐欺の未然防止のみならず、住民の大きな精神的支えとなってきた。移動交番車の立ち寄りでは、警察官が地域に居住することによる「24 時間 365 日の抑止力」と住民の安心感を代替することは困難である。

よって、宮川地区の住民の生命・財産と安全な暮らしを守るため、下記事項について特段の配慮と実効性のある対応を講じるよう強く要望する。

記

1. 宮川地区の厳しい地理的環境、冬期の豪雪、災害時の道路寸断リスク等の特殊事情を最大限に考慮し、「飛驒警察署宮川警察官駐在所」を存続させること。
2. 現施設の老朽化が統廃合の理由であるならば、他の公共施設との複合化や併設など、警察官の常駐拠点を維持するための柔軟かつ多様な代替策を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和8年9月25日提出

飛 驒 市 議 会

【提出先】

岐阜県知事、岐阜県警察本部長